

平成 22 年度 事業計画

基本方針

我が国においては、少子高齢化が急速に進む中、労働力の大幅な減少が見込まれており、高齢者が社会の担い手として社会参加することが求められています。このような状況において、長年培ってきた知識や経験を活かし、生き生きとした地域社会の実現のために、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要なものとなります。

国の策定した「再チャレンジ支援総合プラン」では、今年度中にシルバー人材センター会員を 100 万人にすることが目標とされており、全国のセンターが目標達成にむけて会員確保に取り組んでいるところです。当センターとしても、昨年に引き続き会員増強のため会員・役職員が一体となって取り組む必要があります。

また、厳しい経済状況の中ではありますが、社会の担い手としてシルバー事業に参画する会員のため、知識や経験を活かすことが出来る就業の場の確保・体制の確立も重要な課題です。

近年の行財政改革等により、公益法人を取り巻く厳しい環境の中「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、地域社会から信頼され、地域社会に貢献するセンターを目指し、今年度は次の事業を実施します。

重点施策

1. 会員の増強と会員組織活動の充実
2. 就業機会の確保と拡大
3. 普及啓発活動の推進
4. 就業の質の向上及び後継者育成
5. 安全、適正就業の推進
6. 会員の健康管理と福利厚生
7. 一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施
8. 指定管理者としての駐輪場管理運営業務
9. 独自事業の推進
10. 適切な財政運営の推進
11. 公益法人制度改革への対応
12. 第 2 次中期事業基本計画の推進

事業実施計画

1. 会員の増強と会員組織活動の充実

健康で働く意欲のある高齢者の入会を促進するため、各種団体と連携しながら総合的な入会促進に取り組み、センター組織の安定と拡大を図る。

- (1) 会員ひとり一会員加入運動の継続実施
- (2) 理事参加型による入会説明会の継続実施（毎月第 2.4 火曜日、午後 2 時～）
- (3) 合併地域で入会が少ない地域の加入促進

- (4) 女性部会が参画するイベントを利用した女性会員の入会促進
- (5) 企業や関係団体等が退職予定者に対して実施する講習会などでセンター事業を紹介
- (6) シルバー人材センター事業活性化計画の推進
- (7) 地域班、職群班の充実強化及び円滑に運営するための活動費の助成
- (8) 地域班連絡協議会会議（年5回）の開催及び地区会議の開催（年2回以上）
- (9) 「自主・自立・共働・共助」の実現のため活発な地域班・職群班活動の展開

2. 就業機会の確保と拡大

公共団体、民間企業、一般家庭及び関係団体等に高齢者の就業について社会的意義の理解を求め、市内全域で会員の希望に応じた多様な就業機会の開拓に努めるとともに、会員の運営参画による就業機会の確保と拡大に努める。

- (1) 企画提案方式による事業の推進
- (2) 充実化推進事業（生活圏域就業促進支援員の配置）による合併地域の就業機会の確保提供
- (3) 役員による事業所訪問活動の実施
- (4) 会員による就業開拓活動及び、啓発パンフレットの配布
- (5) 発注実績のある企業への継続的な声かけ
- (6) 新規受注開拓による就業場所の確保及び就業率の向上
- (7) 無料職業紹介事業の実施

3. 普及啓発活動の推進

センター事業の意義、理念、事業活動等を正しく地域社会に浸透させるため、普及啓発活動を積極的に推進する。

- (1) 市広報の活用と報道機関への情報提供及び取材協力
- (2) 普及啓発部会によるPR活動
- (3) 普及啓発促進月間（10月）におけるPR活動の取り組み
- (4) 「シルバーとっとり」の紙面の充実
- (5) 地域班合同一斉ボランティア作業を通して、シルバー事業の社会的意義の周知
- (6) 地域班単位で企画、実施する地域ボランティア「一日奉仕デー」の継続実施
- (7) 啓発パンフレットの作成及び合併地域を重点的に各戸配布
- (8) その他あらゆる機会を利用し普及啓発活動の実施

4. 就業の質の向上及び後継者育成

シルバー事業の基本理念及び仕組み等に対する理解を深めるための研修会の開催及び、会員の能力を開発し就業機会の拡大、後継者の育成を図るための技能講習を実施する。

- (1) 新入会員研修の充実
- (2) 職群班会議等を利用した就業心得の習得・職種で決められている約束事の周知徹底
- (3) お客様満足度アンケート調査の実施

- (4) 多様な技能講習の機会を提供し、技能・技術のレベルアップ
- (5) 地域住民から依頼の多い職種の受注拡大に対応するための就業体制の強化

5.安全・適正就業の推進

シルバー事業の基本である安全・適正就業を推進するための事業を実施するとともに、自己管理能力を養い、自らを守るための知識の習得に努める。

- (1) 安全就業推進員、安全就業部会員等による安全パトロールの実施
(5月～11月まで毎月第1.3水曜日)
- (2) 安全・適正就業強化月間(7月)の取り組み
啓発看板設置、役員による安全パトロールの強化(毎水曜日実施)
- (3) 「安全大会」の開催及び安全標語の募集による安全意識の高揚と会員への周知徹底
- (4) 職群班で決められている就業ルールの遵守
- (5) 見積り、契約の徹底
- (6) 傷害・賠償事故への適切な対応及び再発防止
- (7) 「適正就業基準」による、就業機会の公平・適正化及び不適正就業の是正
- (8) 就業相談日の実施による就業相談の強化
(毎月第4木曜日午後1時30分～3時30分 前日までの予約制)

6. 会員の健康管理と福利厚生

- (1) 健康のための自己管理能力の養成、健康診断の積極的受診
- (2) 会員互助会活動の支援及び運営費の一部補助
- (3) 会員の趣味や特技を生かしたグループ活動の活性化

7.一般労働者派遣事業(シルバー派遣事業)の実施

(社)鳥取県シルバー人材センター連合会が実施主体となり、鳥取市事務所としてシルバー派遣事業を実施しているが、引き続き適正就業の徹底及び幅広い就業ニーズの対応に努める。

8.指定管理者としての駐輪場管理運営業務

- (1) 指定期間中(21年度～25年度)の管理運営のための体制強化
- (2) 高齢者の知識・経験等を活かした施設の管理運営及び利用者サービスの提供

9.独自事業の推進

放置自転車の再生販売の継続実施及び後継者の育成を図るとともに、独自事業の更なる拡大及び新規分野への取り組みを検討し事業量の拡大を図る。

10.適切な財政運営の推進

センター運営費の大半は鳥取市と国からの補助金により運営されているが、国の行財政改革等により今後さらに厳しさを増すため、効率的な組織運営のあり方を検討する。

- (1) 補助金削減に伴う自主財源の確保
- (2) 未収金の回収対策
- (3) 事務機能の点検と効率化の促進、経費の節減
- (4) 会員参画による事務局体制の構築
- (5) 事務局職員の資質と事務能力の向上

11. 公益法人制度改革への対応

平成 20 年 12 月 1 日に公益法人制度改革が施行されたのに伴い、平成 25 年 11 月 30 日までに一般社団法人または公益社団法人のいずれかに移行する必要がある。当センターとしては、従来以上に地域社会からの幅広い理解と協力が期待できる公益社団法人を目指し新制度施行への円滑な移行準備を進める。

- (1) 各種団体が主催する説明会、研修会等に参加し情報収集に努める。
- (2) 理事等関係者への周知徹底に努める。

12. 第 2 次中期事業基本計画の推進

第 2 次中期事業基本計画は今年度で 4 年目を迎え平成 23 年度には最終年度を迎える。これまでの実績をふまえ行政をはじめ関係団体との連携を密にしながら、目標の実現に向けて事業を推進する。